

## 第 32 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 2 月 24 日（金）午後 1 時 30 分から午後 2 時 19 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 大会議室

3. 出席委員（11人）

会長	13番	関尾	一史		
委員	1番	前谷	篤	2番	角丸 章
	3番	猿渡	万里子	5番	片桐 幸示
	7番	渡部	延三	8番	井上 善博
	9番	竹田	安宏	10番	高橋 宏吉
	11番	谷口	秀夫	12番	菊地 匡

4. 欠席委員（2人） 4番 大原 睦生 6番 渡邊 勝郎

5. 議事日程

報告第 1 号	農業者年金に関する申請について
報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について
報告第 3 号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第 1 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積 計画の決定について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村 一久
事務局次長	野田 勉
事務局主幹兼事務係長	篠崎 強
事務局事務係主事	本間 龍太

## 7. 会議の概要

- 事務局長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第32回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。  
会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。
- 関尾会長 <開会挨拶>  
初めに、本日の欠席者を報告します。  
渡邊勝郎委員と大原睦生委員から体調を理由に欠席するとの連絡を受けております。  
次に、本日の議事録署名委員は、1番の前谷篤代理と2番の角丸章委員です。よろしくをお願いいたします。  
それでは早速、議事に入ります。
- 事務局 報告第1号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。  
では報告第1号をご説明いたします。  
農業者年金死亡関係届が1件提出されております。1月7日、  
が亡くなられたことに伴い、配偶者である  
より届出があり、既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。  
只今、報告第1号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。  
なし。  
質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。  
異議なし。  
それでは本件を承認いたします。
- 会長  
全員  
会長  
全員  
会長  
事務局 続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。  
ではご説明します。2件の合意解約を報告するものです。  
まず1件目は、貸主が、借主は、  
、土地の表示は東豊沼106番1、地目は公簿・  
現況とも田、面積6,230㎡、以下、記載のとおり、計4筆、26,497㎡、契約の内容は、農用地利用集積計画による賃貸借、期間は令和4年3月25日から令和5年12月31日まで、合意が成立した日は1月27日、土地の引渡しの時期は本日です。  
合意解約の理由ですが、水田活用直接支払交付金の制度変更に関して出し手と受け手が話し合いまして、今年、対象農地を畑地化してその交付金は出し手が受け取ることになった訳ですが、賃貸借していると耕作者である受け手に交付されてしまいますので、賃貸借を解約することになったものです。実は、このように、畑地化支援の交付金に関する問合せ・相談が増えておりまして、制度としては、あくまでも耕作者に交付されますので、賃貸借・使用貸借している農地を畑地化する場合は、出し手・受け手が十分に話し合う必要があることにご留意いただければと思います。  
次に2件目は、貸主が、借主は貸主の息子さんである、土地の表示は焼山458番3、地目は公簿が畑で現況が田、面積2,663㎡、以下、記載のとおり、計10筆、93,985.70㎡、契約の内容は、農地法第3条に基づく使用貸借、期間は平成25年2月25日から令和5年2月24日まで、合意が成立した日は2月6日、土地の引渡しの時期は本日です。  
解約に至った経緯ですが、家族は現在では西豊沼で暮らしていて焼

山の対象農地は遠いので、近くの方に引き受けてもらいたいと考えていたところですが、この度、隣接地を耕作している方に使用貸借することになったため、合意解約に至ったものです。なお、新たな方への使用貸借は議案第2号でご提案いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

只今、報告第2号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第3号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

ではご説明します。

今回は1件で、「XXXXXXXXXX」の報告です。別紙1の「農地所有適格法人要件確認書」で要件を満たすか確認したいと思います。上の方から順に見ていきますと、経営面積は田8.1ha、法人形態は特例有限会社、事業の種類は、そばやタラの芽の生産、次の売上高は全て農業によるものですので、過半要件を満たしております。次の構成員数は1人で農業常時従事者、さらに裏面の業務執行役員数も1人で農業に常時従事していますので、両項目とも過半要件を満たしています。以上のとおり、「XXXXXXXXXX」は農地所有適格法人の要件を全て満たしていることを確認しましたのでご報告いたします。以上です。

只今、報告第3号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、本件を承認いたします。

続いて、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

では、ご説明いたします。今回は2件ございますが、両案件とも第3種農地を転用して、1件目は一般住宅、2件目は資材置場などにするものです。

では1件目の内容ですが、土地所有者・譲渡人は、XXXXXXXXXX、  
XXXXXXXXXX、転用計画者・譲受人は

XXXXXXXXXXと、配偶者のXXXXXXXXXXの連名の申請です。土地の表示は空知太西2条5丁目68番86、地目は公簿が田で現況が畑、面積280㎡の1筆、転用の目的は、一般住宅1棟、駐車スペースなどを建設するためであり、農地の区分は、砂川市都市計画において第一種中高層住居専用地域として用途指定されていますので第3種農地、図面は第1号図のとおり、法律関係は売買です。さらに転用計画の詳細ですが、転用期間は令和5年4月1日から永年、資金計画は事業費3,800万円の全額を借入金で対応することとしています。

この案件に関する農地法第5条の審査は、別紙2のとおりです。最後の頁の総合判断の欄に記載しているとおり、本案件は、立地基準において原則として転用が許可される第3種農地であり、また、一般基準においても特に問題ありませんので、許可相当と認められます。

次に2件目です。土地所有者・譲渡人は、XXXXXXXXXX、  
XXXXXXXXXX、転用計画者・譲受人は

会長  
全員  
会長  
全員  
会長

事務局

会長  
全員  
会長  
全員  
会長

事務局

、土地の表示は東5条南17丁目226番12、地目は公簿が田で現況が畑、面積229㎡、以下、記載のとおり6筆、1,374㎡、転用の目的は、資材置場や通路・作業スペースなどを建設するためであり、農地の区分は、砂川市都市計画において第一種住居地域として用途指定されていますので第3種農地、図面は第2号図のとおり、法律関係は売買です。さらに転用計画の詳細ですが、転用期間は令和5年5月1日から永年、資金計画は事業費120万円の全額を自己資金で対応することとしています。

この案件に関する農地法第5条の審査は、別紙3のとおりです。最後の頁の総合判断の欄に記載しているとおり、本案件は、立地基準において原則として転用が許可される第3種農地であり、また、一般基準においても特に問題はありませんので、許可相当と認められます。

以上、議案第1号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

只今、議案第1号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。  
なし。

質問・意見がないようですので、本件を許可相当としてよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、許可相当と意見を付して、進達することといたします。

続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」まず1番を審議しますが、この案件はの親族が受け手となっていますので、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、は審議終了まで退席し、審議後、着席をお願いします。

< 退席 >

それでは、事務局より説明願ひます。

はい、では1番をご説明します。この案件は昨年12月で賃貸借期間が終了し再契約するものです。

計画番号は令和4年度貸第24号、公告予定年月日は本日、農地流動化推進員、菊地匡さんより申し出があったもので、出し手・貸主は、  
、受け手・借主は、  
、農地の所在は北光242番3、地目は公簿・現況とも田、面積16,666㎡、以下、記載のとおり計3筆、22,711㎡、対価は推進員の調整のもと両者の協議により年額227,110円、これは地積に単価10,000円を乗じた額、支払いは11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和9年12月31日までの4年11か月、法律関係は賃貸借、図面は第3号図、要件確認は別紙4のとおり全ての要件を満たしております。

以上、1番の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

只今、議案第2号の1番の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

ここでに着席していただきます。

< 着席 >

続きまして、議案第2号の2番と3番について、事務局より説明願ひます。

はい、ではご説明します。

会長  
全員  
会長  
全員  
会長

事務局

会長

全員

会長

全員

会長

事務局

まず2番は、再契約の案件で、計画番号は令和4年度貸第25号、公告予定年月日は本日、農地流動化推進員、菊地匡さんより申し出があったもので、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・借主は[REDACTED]、代表取締役は[REDACTED]から息子さんの[REDACTED]に代わっています。農地の所在は一の沢74番3の内、地目は公簿が原野で現況が畑、面積2,864㎡、以下、記載のとおり計3筆、14,250㎡、対価は推進員の調整により年額50,000円、これは地積に単価3,500円を乗じた額、支払いは11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和5年12月31日までの11か月、法律関係は賃貸借、図面は第4号図、要件確認は別紙5のとおり全ての要件を満たしております。

次に3番は新規の案件で、報告第2号2番の合意解約に関連するものです。計画番号は令和4年度使第9号、公告予定年月日は本日、農地流動化推進員、猿渡万里子さんより申し出があったもので、出し手・貸主は[REDACTED]、受け手・借主は[REDACTED]、農地の所在は焼山458番3、地目は公簿が畑で現況が田、面積2,663㎡、以下、記載のとおり計10筆、59,614.70㎡、対価は無償、期間は本日から令和9年12月31日までの4年11か月、法律関係は使用貸借、図面は第5号図、要件確認は別紙6のとおり全ての要件を満たしております。

この案件は、出し手の[REDACTED]が対象農地から遠いため、近くの方に引き受けてもらいたいと考えていたところ、隣接地を耕作する[REDACTED]に使用貸借することになったものです。

以上、2番・3番の説明とします・よろしくお願ひいたします。

会長

只今、議案第2号の2番と3番の説明がありました、ご質問・ご意見等ございませんか。

はい。

渡部委員

この3番なんですけれども、公簿のほうが93,000㎡何がしの面積だったんですけど、それが59,600㎡、34,000位は[REDACTED]がやるということですか。

事務局

この使用貸借の契約は実は平成14年から続いているのですけれども、当時の農地法第3条の申請書を見ますと、全ての地番に内地番はついておらず、合計93,985.70㎡になっていました。今回、新たに契約するに当たって、改めて航空写真との重ね図などで確認しますと、内地番の付いている3筆は山林部分も多くありまして、田の部分の面積を確認すると合計で59,614.70㎡だったということです。

20年前の現況がどのようなものであったか今では分からないのですが、当時は全てを農地と捉えて申請・許可した、現在は一部農地ではない部分は除いてカウントしたということです。

渡部委員

分かりました。

会長

その他に何かご質問等ございませんか。

全員

なし。

会長

それでは、質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第2号の4番から6番まで、事務局より説明願ひます。

事務局

はい、ではご説明します。4番から6番までの3件は、いずれも受け手が[REDACTED]となっている案件です。

まず4番ですが、計画番号は令和4年度所第4号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の谷口秀夫さん、出し手・譲渡人は[REDACTED]

、受け手・譲受人は、農地の所在は、東豊沼 306 番 1、地目は公簿が畑で現況が田、面積 100 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計 11 筆、54,373 m<sup>2</sup>、対価は 9,000,000 円、これは地積に単価 165,500 円を乗じたもの、支払いは来年 2 月末までに指定口座に振り込む、所有権移転の時期は本日、引渡しの時期は対価の支払日、法律関係は売買、図面は第 6 号図、要件確認は別紙 7 のとおり全ての要件を満たしております。

この案件は、出し手の から推進員に対して、対象農地を売りたいので受け手を探してほしいと依頼があり、推進員が調整した結果、 に売買されることになったものです。

次に 5 番は、計画番号が令和 4 年度所第 5 号、公告予定年月日は本日、申出者は 4 番と同じく谷口秀夫さん、出し手・譲渡人は、受け手・譲受人は、農地の所在は、東豊沼 304 番、地目は公簿・現況とも田、面積 310 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計 7 筆、51,984 m<sup>2</sup>、対価は 7,000,000 円、これは地積に単価 134,657 円を乗じたもの、支払いは 11 月末までに指定口座に振り込む、所有権移転の時期は本日、引渡しの時期は対価の支払日、法律関係は売買、図面は第 6 号図、要件確認は別紙 8 のとおり全ての要件を満たしております。

この案件は、4 番と同様に、出し手の から推進員に対して、規模を縮小したいので対象農地の受け手を探してほしいと依頼があり、推進員が調整した結果、 に売買されることになったものです。

次に 6 番は、計画番号が令和 4 年度貸第 26 号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の片桐幸示さん、出し手・譲渡人は、受け手・譲受人は、農地の所在は、東豊沼 88 番の内、地目は公簿が畑で現況が田、面積 6,941 m<sup>2</sup> の 1 筆、対価は 62,100 円、これは水張面積に単価 9,000 円を乗じたもの、支払いは 11 月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和 7 年 12 月 31 日までの 2 年 11 か月、法律関係は賃貸借、図面は第 7 号図、要件確認は別紙 9 のとおり全ての要件を満たしております。

この案件は、出し手の が自らは耕作できないため、かねてより推進員に相談していた訳ですが、調整の結果、 の農地の一部ではありますが、 が耕作することになったものです。

以上、4 番から 6 番の説明とします・よろしくお願ひいたします。

只今、議案第 2 号の 4 番から 6 番までの説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第 2 号の 7 番と 8 番について、事務局より説明願ひます。

はい、ではご説明します。7 番と 8 番は、いずれも受け手が

となっている案件です。

まず 7 番ですが、計画番号は令和 4 年度所第 6 号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の谷口秀夫さん、出し手・譲渡人は

、代表者が代わって

となっています。受け手は、農地の所在は、東豊沼 140 番 2、地目は公簿・現況とも田、面積 5,040 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり合計 3 筆、15,684 m<sup>2</sup>、対価は 450,000 円、これは地積に単価 28,692 円を乗じたもの、支払いは

会長

全員

会長

全員

会長

事務局

11 月末までに指定口座に振り込む、所有権移転の時期は本日、引渡しの時期は対価の支払日、法律関係は売買、図面は第 8 号図、要件確認は別紙 10 のとおり全ての要件を満たしております。

この案件は、出し手の[ ]が所有する農地を手放すために推進員に依頼していたところ、対象農地の隣接地を[ ]が借りることもあり、[ ]に売買されるに至ったものです。

次に 8 番は、計画番号が令和 4 年度貸第 27 号、公告予定年月日は本日、この案件は農地保有合理化事業によるもので、出し手・貸主は札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原輝和さん、受け手・借主は[ ]、農地の所在は、東 4 条南 22 丁目 319 番、地目は公簿・現況とも田、面積 32,494 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計 8 筆、100,265 m<sup>2</sup>、対価は年額 500,000 円ですが、これは農地保有合理化事業のルールに基づくもので、公社が前の所有者である[ ]から農地を買入した価格 2,500 万円の 2%相当額でございます。支払いは 12 月 10 日までに指定口座に振り込む、賃貸借の期間は本日から令和 9 年 12 月 22 日までの 4 年 11 か月、法律関係は賃貸借、図面は第 8 号図、要件確認は別紙 11 のとおり全ての要件を満たしております。

この案件は、12 月の定例総会で[ ]から北海道農業公社へ農地を売買することを決定していましたが、その後、登記などの手続きも済みましたので、今度は公社から[ ]へ約 5 年間、農地を賃貸借するものです。

以上、7 番と 8 番の説明とします。よろしくお願いいたします。

会長 只今、議案第 2 号の 7 番と 8 番の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

全員 なし

会長 それでは、特に無いようですので、続いて、「その他」に入ります。

事務局より説明願います。

事務局 1. 議会関連等報告（事務局長）

2. 令和 4 年度空知農業委員会連合会第 3 回役員会（事務局）

- ・日 時 2 月 3 日（金）
- ・場 所 サンプラザホテル（岩見沢市）
- ・出席者 関尾会長、中村事務局長

3. 北海道新規就農フェア（事務局）

- ・日 時 3 月 4 日（土） 10:00～
- ・場 所 ホテルポースター札幌（札幌市）
- ・出席者 関尾会長、農政課職員、事務局職員

4. 令和 4 年度中空知農業委員会協議会会長・事務局長会議（事務局）

- ・日 時 3 月 7 日（火） 15:50～
- ・場 所 ホテル三浦華園（滝川市）

- ・出席者 関尾会長、事務局職員

5. 農業委員会の募集に関する状況（事務局）

(1) 「農業委員会委員の募集に関する説明会」の開催

- ・日時 2月1日（水）
- ・場所 砂川市役所 2階 大会議室
- ・参加者 26名

(2) 推薦・募集の受付

- ・期間 2月14日～3月15日
- ・提出先 農業委員会事務局

6. 検討委員会の開催（事務局）

- ・3月中旬 検討委員会の開催
- ・検討委員 前谷会長職務代理者、議席番号10～12番の委員
- ・検討事項 ①「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直し  
②「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の策定  
③参考賃借料の設定  
④令和5年度砂川市農業委員会事業計画

7. 新規就農者交流会の開催（事務局）

- ・日時 2月24日（金） 18:00～
- ・場所 山小屋

8. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、2月分を事務局に提出してください。
- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。  
(メールアドレス：[nogyo@city.sunagawa.lg.jp](mailto:nogyo@city.sunagawa.lg.jp))

9. 「XXXXXXXXXX」に関する情報（事務局）

- ・別紙12をご参照ください。

10. 協議会報告（協議会長）

会長  
全員  
会長

只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は3月24日、金曜日の午後1時半からです。よろしくお願ひします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

<会長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。



会 長

署名委員

署名委員